

## 工場立地法 Q&A

### 1 未届の特定工場について

問 1：規模等は「特定工場」に該当していますが、工場を建ててからまだ一度も届出をしたことがありません。届出をしておかなければならなかったのでしょうか。

答え 1：昭和49年6月28日以前から操業している工場の場合、昭和49年6月29日以降最初に届出の必要な行為を行うときに届出をすれば問題はありません。  
また、「特定工場」に該当しなかった工場が、敷地や建築面積の増加によって「特定工場」となる場合も、「特定工場」となる行為を行うときに届出をしていただきます。

### 2 工場の敷地面積・建築面積について

問 2：工場敷地面積には、どのようなものが含まれますか。

答え 2：所有地、借地は関係なく、工場の用に供する土地が含まれます。ただし、次のような敷地は除かれます。

- ・ 工場敷地内に法人格の異なる工場がある場合
- ・ 工場敷地の一部を関連下請工場に貸地としている場合
- ・ 社宅、寮、病院、保育所及び託児所の敷地

問 3：工場の建築面積はどのように計算すればよいのでしょうか。

答え 3：建築物の水平投影面積をいい、その測り方は、建築基準法での考え方と同じです。延床面積ではありませんので注意してください。

### 3 生産施設について

問 4：工場のなかのどのような施設が、生産施設に該当するのでしょうか。

答え 4：直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設が設置される建築物と屋外のプラント類をいいます。ただし、次のような施設は生産施設から除かれます。

- ・ 独立した事務所、研究所、食堂
- ・ 独立した倉庫関連施設
- ・ 生産工程から切り離された単なる出荷・輸送関連施設
- ・ 受変電施設
- ・ 用水施設
- ・ 公害防止施設
- ・ 独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所又は試験室
- ・ 地下に設置される施設

問 5：修理工場は生産施設として扱われるのですか。

答え5：製造・加工と修理を合わせて行う修理工場は生産施設としますが、単に部品の取り替え等によって自らの工場等の生産施設の修理のみを行う修理工場は生産施設としません。ただし、治工具（工場で生産のために使用する治具又は工具）を製造し、併せて生産施設の修理をする工場建屋、あるいは、金型製造と修理を併せて行う工場建屋等は生産施設とします。

問 6：空気調整施設（ボイラー・コンプレッサー・ポンプ等）は生産施設に含まれますか。

答え6：製造工程等の用に一部でも共用されていれば生産施設となります。

また、工場建屋のための空気調整施設も製造工程の用に供するので生産施設とします。

ただし、事務所・出荷施設・用水施設の用にのみ供されるものは除きます。

問 7：検査所（試験室）は生産施設としてよいのでしょうか。

答え7：製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所又は試験室は生産施設としますが、独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所又は試験室は生産施設としません。

問 8：生産施設を休止・廃止した場合、生産施設にふくまれるのか教えてください。

答え8：一時的な遊休施設は生産施設とします。また、廃止された施設であっても撤去されない限り、原則として生産施設とします。

#### 4 緑地について

問 9：苗木床、花壇、雑草地、野菜畑は緑地と考えてよいのでしょうか。

答え9：苗木床、花壇、雑草地（植生・美観などの観点から良好な状態に維持管理されているものに限る）は緑地と認められます。

野菜畑は、緑地としては認められませんが、緑地以外の環境施設としては認められます。

問 10：駐車場緑化は、どのようなものが認められるのですか。

答え10：駐車場緑化には、植物を保持するためのブロックやメッシュが使用されますが、工場立地法で認められる駐車場緑化の定義は、通常の緑地の定義と何ら変わりありません。原則として見た目が芝生等の地被植物ですべて覆われている必要があります。駐車場の全体に平均的に植栽されている緑化ブロックで、ほとんどが緑で覆われていれば緑地とみなしています。車の轍部分にブロックを敷設する場合

は、その部分は緑化面積から控除します。

※緑地の定義は、工場立地法施行規則第3条各号に示されており、緑地と認められるためには、同条各号のいずれかを満たす必要があります。

問11：面積は変わらない緑地の移設ですが、届出は必要ですか。

答え11：結果的に緑地の面積が変わらない場合であっても、移設は緑地の撤去と増設という扱いになるので、届出が必要となる行為にあたります。

ただし、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう行うものについては、届出の必要はありません。

問12：今まで一度も届出をおこなっていない既存工場ですが、生産施設を増設したいと考えています。現在緑地はほとんどありませんが、どれくらい緑地を設置しないといけませんか。

答え12：既存工場に対しては、準則で定める計算式により算定した緑地面積を設置していただく必要があります。つまり、新設工場と同じように緑地が求められるわけではなく、生産施設の増設面積に応じた緑地面積を逐次設置することになっております。